

ようこそ 秩父市へ

新しい地域おこし協力隊&地域活性化起業人を紹介します！

地域おこし
協力隊



近藤 正人 さん (移住相談センター)

「兵庫県出身、1995年に発生した阪神・淡路大震災を経験。

その際に地域のつながりや助け合いの精神を実際の現場で学びました。

その後愛媛県への移住をはじめ、全国のゲストハウス十数か所を拠点に長期滞在をしながら地域の方と交流を深める活動もしてきました。

これらの生活経験を活かし、秩父の魅力を掘り起こして移住に興味を持つ方々への最適なアドバイザーになれるように頑張ります。」

地域おこし
協力隊



那賀 早央里 さん (ふるさと納税担当)

「4月1日付で地域おこし協力隊のふるさと納税担当として着任いたしました、那賀早央里と申します。

出身は埼玉県美里町です。以前は東京都世田谷区に住んでおり、都内のパン屋やカフェなどでパン職人として働いておりました。

秩父は子どもの頃から馴染みのある場所なので、移住して間もないですがすでに居心地よく暮らしています。協力隊として秩父の魅力を発信すると共に、秩父ならではの返礼品の提案や開発など、精力的に取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願いたします。」

地域おこし
協力隊



秋山 康博 さん (森づくり課)

「地域おこし協力隊の秋山です。よろしくお願いたします。

4月より農林部森づくり課で自伐型林業の普及や森林保全を目的に活動させていただいております。

地域の方々と共に、この美しい秩父の山林を未来に残すため日々努めていく所存です。

現在、先輩隊員の下で自伐型林業の実践的な作業を行っています。

一日も早く皆様のお役に立てるよう頑張りますので、何卒よろしくお願いたします。」

ヤマト運輸株式会社から

地域活性化
起業人



井上 花野 さん (先端技術推進課)

「秩父市でお仕事をするという機会をいただき、大変うれしく思います。秩父市の豊富な資源や先端技術と物流を掛け合わせて、新たな視点での活性化にお力添えできるよう、尽力いたします。」

市では、総務省が推進する「地域活性化起業人」として受け入れており、民間企業のノウハウや知見を活かし、地域活性化に貢献していただきたいと思います。

☎先端技術推進課 ☎21-5522

地域おこし協力隊とは？

都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みで、任期はおおむね1～3年です。

地域活性化起業人とは？

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウを活かしながら地域活性化につながる業務に従事してもらう取り組みです。

市長の企業訪問

(株) タイセー (下吉田)

腕時計部品を軸とした精密工業を主体に昭和37年に創業した同社は、下吉田、荒川贅川、小柱の市内3か所に工場を有し、それぞれの工場では精密工業、電子部品、カーエレクトロニクス製品等の開発製造をしています。自社で工程を見直すための不良部品の画像検査装置を開発する取り組みや感応式信号機に活用されている「超音波センサー」、「ペルチェ素子」といわれる冷却ユニットを使うことで細胞分析が可能な医療用検査機器の製造を行うなど、さまざまな事業展開を進められており、今後の新たな分野への挑戦がますます期待されます。



笠原社長の案内で画像検査装置を見学する北堀市長

(株) シバサキ (堀切)

同社は昭和26年に創立し、木材業としてスタートしましたが、現在ではアルミ事業、LED事業、バイオセンシング事業の3つの柱を中心に事業展開をされています。LED事業では、表参道や池袋西口公園でのイルミネーションイベントの経験を活かし、今冬の秩父夜まちイベント「彩さんぽ」においては、夜の街中の賑わい創出に貢献していただきました。

また、「MONO GYM」というものづくり部門に共通する基礎的技術を学べる訓練スペースを見学させていただきました。技術の標準化・人材教育につながる先進的な取り組みに感銘を受けました。



柴崎社長からアルミ筐体製造の説明を受ける北堀市長

市長 コラム



市役所の組織を 改正しました

秩父市長 北堀 篤

4月1日に市役所の組織改正を行いました。

1つ目は、福祉部内に「こども家庭センター」を新設しました。国では、「こども家庭庁」が創設され、母子保健と児童福祉の相談支援等の業務を一体的に実施することが求められています。

このため、子育て支援課と保健センターの事務の一部を「こども家庭センター」が行います。

子育てに関する相談や児童虐待への対応などを強化することで、子どもに関する施策のさらなる推進を図ります。

2つ目は、都市計画課の名称を「まちづくり公園課」に変更しました。

羊山公園などの都市公園やちぶキッズパークの管理運営等の業務のほか、所有者不明土地の対策といった事務も担当するため、わかりやすい名称としました。

最後に、財政課で行っており、ふるさと納税の事務に関して、より一層の拡充を図るため、同課に「ふるさと納税担当」を設置し、この事務を専門に行う職員を配置しました。

今まで以上に、ふるさと納税の寄附額の拡大と秩父の豊富な資源を生かした返礼品の開拓・開発を行い、さらなる財源確保に努めてまいります。

今後も、さらなる住民サービスの向上や業務の効率化に取り組んでまいります。

さて、4月13日に秩父鉄道株式会社との共催で「秩父いつてんべえウオーキング」を開催しました。今回から参加費を無料とし、事前申し込みを不要とするなど、気軽に参加できるようにしました。

道端の花々もあちらこちらで鮮やかに咲き誇る中、577名の参加者に、武州日野駅から御花畑駅の約13kmのコースを、春の風を感じながら楽しんでいただきました。秋にも西武鉄道株式会社との共催で「秩父いつてんべえウオーキング」を開催する予定ですので、ぜひご参加ください。

秩父市職員募集 (令和6年10月1日採用)



募集職種 一般事務（職務経験者）
一般事務（土木）（職務経験者）
一般事務（建築）（職務経験者）

募集人数 計3人程度

受験資格

①年齢

- ・大学卒（S49.4.2～H9.4.1生まれ）
- ・短大卒（S49.4.2～H11.4.1生まれ）
- ・高校卒（S49.4.2～H13.4.1生まれ）

②職務経験

令和元年4月1日から令和6年4月30日までの間に、民間企業等における職務経験が3年以上ある方

③職種により資格・免許等が必要な場合があります。

1次試験

とき 6月22日(土) **ところ** 秩父市役所

※1次試験合格者に2次試験を行います。

※日程は変更になる場合があります。

実施要項・申込書の配付

人事課にて配布しています。

※市HPからのダウンロードも可能です。

受付期間・応募先

5月20日(月)～6月3日(月)人事課（本庁舎3階）

※持参の場合は土・日を除く、郵送の場合も期間内必着

※詳細は、実施要項（市HP）をご確認ください。

☎人事課 ☎22-2207

※令和7年4月1日採用の募集については市報7月号でお知らせします。



Work for Chichibu City

秩父市で働く。



新町会長さんのご紹介

(令和6年4月16日現在)

町会名	会長名
日野田町	山本和雄
中町	久保忠太郎
下宮地町	稲山良守
上寺尾	高原義明
中寺尾	黒澤功
下寺尾	石丸智一
下蒔田	島崎修
中蒔田	風間操
上蒔田	清水栄二
田村	宮下泰男
上黒谷	逸見秀良
中久那	吉野貴
上久那	丸岡隆志
宮本	笠原幸夫
旭	荒船隆之
巴	浅見健
上白久	松田勉
贄川	高野樹

民生委員・児童委員をご存じですか？ 5月12日は民生委員・児童委員の日です

「民生委員・児童委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

市内には、全8地区の民生委員・児童委員協議会があります。

地域に暮らす身近な相談相手として、住民のさまざまな相談に応じ、そして、その課題が解決できるよう行政機関をはじめ、必要な支援の「つなぎ役」になります。

福祉のことで困ったときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員までお気軽にご相談ください。

☎社会福祉課 ☎25-5204

民生委員・児童委員のご紹介

4月1日付で、次の方が厚生労働大臣ならびに埼玉県知事から委嘱されました。

民生委員・児童委員（敬称略）

町田 昌子（下宮地町）

☎社会福祉課 ☎25-5204



空き家の解体費用の一部を助成します

補助対象者

次の要件を全て満たす方で、空き家の所有者または相続人

- ①市税等の滞納がない方
- ②原則、5年以内に当該補助金の交付を受けていない方



対象空き家の要件

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家（※）の勧告を受けていない建築物
- ②公共事業等の補償の対象となっていない建築物
- ③昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅（店舗併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅であること）
- ④1年以上空き家となっている住宅
- ⑤5年以内に市の補助金交付を受けていない建築物
- ⑥所有者、相続人が複数いる場合や所有権以外の権利者がいる場合に、解体することに関して全ての権利者の同意を得ることができている建築物
- ⑦市内にある個人所有で、不動産業を営む者が営利目的で所有するものではない住宅

※特定空家とは？

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適正管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

補助対象となる工事の要件

次の要件を全て満たす工事

- ①空き家を解体し、更地にする工事（家財、動産は除く）
 - ②建設業法または建設リサイクル法による登録を受けた業者が行う工事
 - ③他の同種の補助金等の交付を受けていない工事
 - ④年度内に完了する工事
 - ⑤補助金の交付決定後に着手した工事
- ※各要件の詳細については、事前にお問い合わせください。

補助金額

消費税を除く解体工事費の3分の1とし、上限金額は下記のとおり

- ・市内業者が施工・・・上限30万円
- ・市外業者が施工・・・上限20万円

申請後、工事金額に増額があっても、補助金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回る場合、補助金額が変更になる場合があります。

申請書類 危機管理課窓口にて配布
(市HPからダウンロード可)



その他

- ・先着順ではありません。予算額を上回った場合は抽選となります。
- ・申請は原則、所有者、相続人の方に限定します。
- ・前年度に申請して抽選に外れた方を、次年度の優先補助対象者とします。(再度の申請が必要。添付書類を一部省略可。事前にお問い合わせください)

■ 6月1日(土)～30日(日)の平日(9時～17時)に危機管理課窓口へ提出、または期間内に郵送(当日消印有効)

☎ 危機管理課 ☎ 22-2206

(〒368-8686 熊木町8-15)

人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です

人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちです。この制度は、日頃、地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

現在、約1万4千人(秩父市は10人)の委員が全国の市町村に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局や市役所等の人権相談所で市民の皆さんからの相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。皆さんの一番身近な相談相手です。

人権相談所のご案内

さいたま地方法務局秩父支局と市では、人権擁護

委員による人権相談所を開設しています。(詳細は24ページをご覧ください)

人権に関する悩みごとなどお気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

人権擁護委員のご紹介

両氏は、秩父市議会12月定例会で議会の同意を得て、人権擁護委員として法務大臣に推薦、4月1日付で委嘱されました。

笠原 弘美 氏

湯本 則子 氏

☎ さいたま地方法務局秩父支局

☎ 22-0827

市役所総務課

☎ 22-2251

